

(準会員) co-working space MORINAGA Village 利用規約

本規約は、森永製菓株式会社（以下「弊社」といいます。）が運営する co-working space MORINAGA Village（以下「MORINAGA Village」といいます。）において、弊社が提供する各種サービス（以下「サービス」といいます。）を利用する準会員（以下「準会員」といいます。）と弊社との間に適用される利用条件等を定めるものであり、以下の URL 記載のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）に記載のあるサービスに関する定めとともに、弊社と準会員との間の契約の内容となります。

<https://morinaga-village.com/>。

なお、弊社が本規約とは別に、個別のサービス（以下「個別サービス」といいます。）について適用される規約等（以下「個別サービス規約等」といいます。）を定めた場合、個別サービスに関しては、本規約とともに当該個別サービス規約等が適用されるものとします。当該個別サービス規約等と本規約が相違する場合には、当該個別サービス規約等が本規約に優先して適用され、当該個別サービス規約等に定めがない事項については、本規約の定めが適用されるものとします。

第1条（利用資格）

1. 準会員は、満18歳以上の個人に限るものとし、法人による契約はできません。
2. 暴力団員等（第21条で定義します。）に該当する者は、準会員として MORINAGA Village を利用することは一切できないものとします。
3. 準会員は、以下の各号のいずれかに該当する目的で本施設を利用してはならないものとします。
 - ① 法律に反する目的での利用
 - ② 政治・宗教的な目的での利用
 - ③ 反社会的な目的での利用
 - ④ その他、弊社が MORINAGA Village の利用目的に合致しないと判断する目的での利用
4. 準会員は、1日1時間に限り、同伴者を MORINAGA Village に入店させ、利用させることができます。この場合の同伴者を、以下では「一時利用者」といい、一時利用者には「非会員（ドロップイン）」に適用される利用規約が準用されます。また、一時利用者も、前二項に定める利用資格を遵守するものとします。

第2条（サービスの内容）

1. 弊社が提供するサービスは、オフィススペースや商談スペースの提供です。サービス内容詳細及び料金等については本サイトの該当ページをご覧ください。
2. 準会員は、MORINAGA Village を住所等として利用することはできません。
3. 準会員は、自らが役員等を務める会社等の本店所在地等として MORINAGA Village を利用することはできません。
4. 準会員は、MORINAGA Village の住所等を名刺や Web サイト等に掲示することができません。

第3条（利用申込）

1. MORINAGA Village を準会員として利用することを申し込む者は、本規約、個別サービス規約（該

当するものがある場合)及び本サイト記載のサービス内容を理解・承認の上、弊社が指定する手続きに従い、弊社指定の申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、弊社が認める顔写真付身分証明書コピーを添付し、準会員申し込みを行うものとします。

2. 前項に基づく準会員申込みに対し、弊社が承諾したときに、申込者と弊社との間に、準会員としてのサービス利用契約が成立するとします。なお、弊社は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、サービスの申込を承諾しない場合があります。

- ① 業種や職種、業務内容が不明瞭な場合
- ② ネットワークビジネスに従事している場合
- ③ 申込書に虚偽の事実の記載があった場合
- ④ クレジットカードでのお支払いが出来ない場合
- ⑤ 弊社の業務の遂行上、サービスの提供が著しく困難があると判断した場合
- ⑥ 政治活動、宗教活動、暴力団活動等に MORINAGA Village を利用することが合理的に予想される場合
- ⑦ 法令、条例等に違反する態様で MORINAGA Village を利用することが合理的に予想される場合
- ⑧ 暴力団員等(第21条に定義します)に該当すると判断される場合
- ⑨ その他、弊社が不適切と判断した場合

第4条(利用料金等)

準会員は、当社が本サイトにおいて明示する料金を、弊社に対し支払うものとします。支払方法は、クレジットカード決済及び電子マネー決済のみとし、現金は使用できません。

2. 準会員は、個別サービスを利用する場合には、利用料金その他、個別サービス規約、本サイト等に記載される対価を支払うものとします。

第5条(利用契約の単位)

サービスの利用契約期間は1ヶ月単位とし、都度更新することにより延長可能となります。

第6条(契約の利用期間)

1. サービスの利用期間は、契約成立日から1ヶ月間とします。
2. 準社員が利用期間の更新を希望する場合、弊社所定の更新手続きを行うことで継続してご利用頂けます。更新後の利用期間も1ヶ月とします。

第7条(解約)

申込日又は更新日から1ヶ月を経過しない段階で、解約をお申し出になっても既に申込・更新済みの期間に対する利用料金は返金致しません。

第8条(準会員の氏名等の変更)

準会員は、その氏名、住所、電話番号等に変更があったときは、弊社に対して、速やかに変更を記載した書類を弊社へ提出しなければなりません。

第9条（サービスの変更・中止）

1. 弊社は、下記の事項に該当する場合には、準会員に通知することなくサービスの全部又は一部の提供を変更・中止することができます。

- ① 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと弊社が判断した場合
- ② MORINAGA Village 又は MORINAGA Village が存する建物の定期点検等が行われる場合
- ③ 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
- ④ 火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他弊社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤ 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- ⑥ その他、弊社が運営上休止する必要があると認めた場合

2. 弊社が前項の規定に従いサービスの提供を休止する場合、準会員は、サービス提供の継続及びサービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第10条（定休日）

弊社は、弊社指定の日、年末年始、夏季休業等にサービスを停止することがあります。停止期間中は、サービスはご利用いただけません。その際は MORINAGA Village の店頭及び本サイトにて、準会員に事前に告知を行います。

第11条（契約の解除）

弊社は、準会員が次のいずれかに該当する場合には、予告無く準会員の権利を剥奪し、準会員との間のサービスに関する契約を一方的に直ちに解除できるものとします。この場合、解除日の属する月に対する料金の返金はありません

- ① 本規約の定め、個別サービス規約の定め又は本サイトに定める利用上のルール等に違反した場合
- ② 第3条第2項の申込拒絶事由に該当する事情が判明した場合
- ③ 申込時に申告した内容に虚偽があった場合
- ④ クレジットカードでのお支払いが出来ない場合、その他利用料金その他の対価の未払いがあった場合
- ⑤ 弊社又は他の会員・準会員・利用者・一時利用者の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合
- ⑥ 公序良俗に反する行為があった場合
- ⑦ 政治活動、宗教活動、暴力団活動等に MORINAGA Village を利用した場合
- ⑧ 法令、条例等に違反する態様で MORINAGA Village を利用した場合
- ⑨ 弊社が利用を認める者以外の者に、MORINAGA Village への入店を許し、またはこれを利用させた場合
- ⑩ 準会員に対して発行されるセキュリティカード等を第三者に譲渡又は貸与等した場合
- ⑪ その他、弊社が不適切と判断した場合

第12条（利用上の注意）

1. 営業時間は、本サイトをご確認いただくか、MORINAGA Village 店頭へお問い合わせください。なお平日とは月・火・水・木・金の各曜日のうち、祝祭日を除いた日とします。
2. 営業時間を過ぎてのご利用はできません。
3. セミナー及びイベント等のご利用は、別途予約が必要になりますので、営業時間内に MORINAGA Village 店頭スタッフまで問い合わせください。
4. MORINAGA Village 内の設備は、自由にご利用頂けます。但し、備え付けの電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く調理器具や調理用家電の使用はできません。調理器具や調理用家電（備え付けの電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く）はキッチンスペースを予約した場合に限り、使用が出来ます。
5. キッチンスペースを利用される際のルール
 - ① 匂いの強い料理はご遠慮ください
 - ② ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状回復にてお願い致します。
 - ③ お持込みになった物（飲食物を含みますがこれに限りません）は全てお持ち帰りください。万が一、残置物があった場合は処分させていただきます。残置物の処分に多額の費用を要した場合には、準会員に対して、処分費用を実費で請求させていただくことがあります、
 - ④ 弊社の指示に従いゴミの分別を行ってください。
 - ⑤ 油を処理する場合は必ず凝固剤をご利用ください。
6. MORINAGA Village において以下の行為を行うことは禁止致します。
 - ① 大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員・準会員・利用者・一時利用者の迷惑となる行為
 - ② 他の会員・準会員・利用者・一時利用者への営業活動、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
 - ③ ジャージやスウェット等 MORINAGA Village 利用にふさわしくない服装での入店
 - ④ 匂いの強いお弁当やカップラーメンなどの汁物、アルコール類のお持込み
 - ⑤ 喫煙
 - ⑥ ペットの持ち込み。ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入店いただける場合があります。
 - ⑦ 泥酔状態でのご利用
 - ⑧ 他の会員・準会員・利用者・一時利用者にもやみに声をかける行為、個人情報を聞き出す行為、その他営業行為
 - ⑨ 賭博・ヌード撮影等公序良俗に反し、風紀を乱す行為
 - ⑩ MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類を外部に持ち出す行為
 - ⑪ MORINAGA Village を利用した、コンテンツ、データの違法コピー行為
 - ⑫ MORINAGA Village を利用した、不法アクセス行為、ハッキング行為
 - ⑬ MORINAGA Village 内から暴力的、反社会的と評価されうる画像等を送信し、又はこれらの画像等を MORINAGA Village 内で掲示等する行為
 - ⑭ 他人に危害又は、迷惑を及ぼす行為、またその可能性のあるものを携帯又は持ち込む行為
 - ⑮ 他の会員・準会員・利用者・一時利用者の同意を得ず、これらの者が映り込む形で写真や動画を撮影するなど、これらの者の肖像権を侵害するおそれのある行為

7. 前項各号のいずれかに違反する行為をした準会員は、その場で退店していただき、前条に基づき弊社にて退会手続きを取らせていただきます。

8. 本条第1項乃至第6項の規定は、準会員が同伴する一時利用者にも適用されます。

第13条（インターネット環境提供サービス）

1. 弊社は、準会員に対し、MORINAGA Village においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。

2. 準会員が弊社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、弊社は一切の責任を負わないものとします。

- ① インターネット上のウェブサイトの適合性
- ② インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
- ③ インターネット上のエラーや不具合
- ④ インターネットの利用不能により生じた損害
- ⑤ インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい
- ⑥ インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変
- ⑦ その他前各号に関連するトラブル等

3. 弊社は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。

4. 弊社が準会員に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより準会員に損害が生じた場合でも、弊社は、準会員に対してその損害を賠償することを要しません。

第14条（損害賠償）

1. 個人の貴重品につきましては、準会員自身で管理してください。万一、紛失や盗難があった場合、弊社では、弊社に故意又は重過失の無い限り、一切の責任を負いません。

2. MORINAGA Village の利用中に発生した、準会員又は準会員が同伴した一時利用者による MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類の汚損・破損・紛失・故障等による修理・弁償等の費用については、理由如何にかかわらず準会員が負担しなければなりません。

第15条（個人情報の取り扱い）

弊社は、入会時にお預かりした個人情報について次のとおり取り扱います。

1. 利用目的 準会員の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。

- ① MORINAGA Village におけるサービス提供のため
- ② 準会員への連絡、情報の提供のため 会員・準会員同士の交流のため
- ③ 準会員についての統計、データ分析を行うため

2. 弊社は取得した個人情報を適切に管理し、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、法令等に基づき提供の要求があった場合には、この限りではありません。

3. 弊社は個人情報の取扱いを伴う業務の委託等のため弊社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定した上で、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。

第 16 条（個人情報の照会）

準会員は、弊社に対してご自身の個人情報の開示等（内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止）に関して申し出ることができます。その際、弊社はご本人確認をさせていただいたうえで合理的な時間内に対応します。

第 17 条（免責事項）

1. 次に掲げる事由により準会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。
- ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、I T インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由。
 - ② 準会員が他の会員・準会員・利用者・一時利用者やその他の第三者の行為等により被った損害。
 - ③ MORINAGA Village の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
2. 弊社は、準会員間（会員・利用者・一時利用者との間のものを含む）又は準会員の個々の紛争について一切関知いたしません。

第 18 条（不可抗力）

前条第 1 項第 1 号記載の天変地異その他の弊社及び準会員の責めに帰すべからざる事由により、MORINAGA Village の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本規約、個別サービス規約その他のサービスに関する契約は終了します。これにより弊社又は準会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

第 19 条（権利譲渡等の禁止）

準会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部又は本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることはできません。

第 20 条（本規約の改定）

1. 弊社は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合には、改定日の 1 ヶ月前までに、改定後の本規約の内容と改定の効力発生日を MORINAGA Village の所定の場所に提示し、又は本サイトに掲載いたします。改定後の本規約の効力は、改定日以降、すべての準会員に適用されます。
- ① 本規約の改定が、準会員一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の改定が、弊社と準会員との間の契約の目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 前項にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、緊急に本規約を改定する必要性の高い場合は、前項①・②の要件を満たすことを条件に、改定後の本規約の内容を MORINAGA Village の所定

の場所に提示し、又は本サイトに掲載することにより直ちに、本規約を変更する場合があります。この場合、改定内容は、すべての一時利用者に適用されます。

第 21 条（反社会勢力の排除）

1. 準会員は、自ら及び同伴する一時利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤ 経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 準会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

3. 弊社は、準会員が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに準会員の利用資格を剥奪し、弊社と準会員との間の契約を解除することができます。この場合、解除日の属する契約期間に対する料金の返金はありません。

4. 前項に定める解除は、弊社の準会員に対する損害賠償請求を妨げません。

5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、準会員は、弊社に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

第 22 条（専属的合意管轄裁判所）

準会員と弊社との間で生じる一切の紛争については、訴額に応じ、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2019年3月1日

2020年3月31日改定

森永製菓株式会社
co-working space MORINAGA Village（モリナガヴィレッジ）
東京都港区芝浦1-13-16 森永芝浦ビル別館2階